Ι 答申の趣旨

川崎市においては、市民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「男女平等かわさき条例」*1を2001(平成 13)年 10月に施行し、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策が進められています。

2004 (平成 16) 年 5 月には、「川崎市男女平等推進行動計画~かわさき☆かが やきプラン~」(以下、「行動計画」といいます。)が策定され、この計画に基づき、男女 平等の視点に立った諸施策の推進が図られてきています。

しかし、職場で、家庭で、地域で、男女共同参画社会の実現に向けて解決すべき問題 は多く、市民や事業者は、それぞれの立場から取り組みの実効性を、より一層高めていかなければなりません。そのためには、男女平等施策の推進状況について共通認識をもつことが不可欠であり、「行動計画」に基づいて実施されてきた男女平等施策を点検、評価する仕組みを構築する必要がありました。

このため、第2期川崎市男女平等推進審議会【任期:2004年(平成16年)5月 ~2006年(平成18年)5月】(以下、「審議会」といいます。)は、男女平等施 策を点検、評価する仕組みについて検討を重ね、2006年(平成 18 年)5月に答申 を行いました。

この第2期審議会の答申に基づく点検、評価の仕組みは、「第1期行動計画」の進捗 状況を把握し、進行管理等に成果をあげてきたところです。

このような中、少子・高齢化等の社会状況の変化や価値観・ライフスタイルの多様化 などに対応するため評価の仕組みに係る数値指標の見直しが必要となりました。

また、評価結果の活用、施策への迅速な反映に向けて、より効果的、効率的な評価の

^{※1} 男女平等かわさき条例: 平成 13 年 6 月 29 日条例第 14 号

仕組みを構築することが求められることから、「第1期行動計画」の満了により、2009年(平成21年)3月に「第2期行動計画」【計画期間:2009年(平成21年)度 ~2013年(平成25年)度】が新たに策定されたことを契機として、第4期審議会は、2008(平成20)年11月1日付20川市人第479号により、川崎市長から「第2期川崎市男女平等推進行動計画について~第2期川崎市男女平等推進行動計画における施策の推進に向けた点検、評価の仕組みの見直しについて~」諮問を受けました。

そこで、審議会は18回にわたって慎重に検討を重ねてきましたので、その結果を以下に答申します。

今後、川崎市が「第2期行動計画」における施策の推進に向けた評価の仕組みを構築 するにあたっては、本答申を踏まえて取り組まれることを期待します。

Ⅱ 評価の見直しの方針

評価の仕組みを見直し、改善・充実を図るためのポイントは、評価の役割の明確化と活用意識の向上、客観的な評価の実施、今後の取り組みへの反映、市民等への説明責任の確保の4つに大きく分けることができます。

以下、この4つのポイントごとに、具体的な改善・充実の方向性について整理します。

ポイント1 評価の役割の明確化と活用意識の向上

- 一 評価が果たす役割と評価結果の有効活用 ―
 - 1 評価の役割

「行動計画」に位置づけられた事務事業を評価する目的は、男女平等の視点に立った

事業を推進し、PDCA(Plan計画-Do実践-Check評価-Action改善)という一連の活動が繰り返されながら、事業の有効性の向上を図ることです。審議会は評価を通じて、行動計画の推進に向けて、どのような点が課題となっているかを明らかにします。

また、行政が、評価結果を市民・事業者等に分かりやすい形で公表することにより、 説明責任の充実が一層図られるとともに、市民・事業者等における男女平等施策に対す る関心や理解が深まり、主体的な取り組みが促進されることが期待できます。

2 評価結果の活用

評価結果を施策の推進に有効に活用するためには、事業を所管する行政職員が男女平等の視点に立った意識をもつことが重要です。行政は、評価結果について男女共同参画推進員*2等を通じて積極的な情報提供を行うなど、きめ細やかに支援する体制を整備し、行動計画に位置づけられたすべての事業が男女平等の視点を反映して展開されるよう行政職員の意識向上を図っていくべきだと考えます。

ポイント2 客観的な評価の実施

数値指標の整備と審議会の専門的知見の活用 一

1 数値指標の整備

「行動計画」に位置づけられた諸施策の目的・目標を明確に表現し、成果を把握できる指標を数値で設定することにより、過去の数値と比較をしながら、適正な評価を行うことができます。また、必要に応じて、全国順位・他都市との比較等、事務事業

^{※&}lt;sup>2</sup> 男女共同参画推進員:男女平等施策を効果的に推進することを目的に、各局室区に男女1名ずつ設置されています。 推進員は、所管局等の事業、計画、広報資料等について男女平等を推進する視点に配慮する役割を担うこととされています。

の特性に応じた有効な指標を選択し、一層充実させていくことも重要です。

2 外部の知見の活用

(1) 市民・事業者等の意見の聴取

評価の仕組みや評価結果について、市民・事業者等の意見の聴取に努めることが 重要です。

行政は、積極的・効果的なPR展開により、市民・事業者等の関心を喚起するとともに、入手しやすさや分かりやすさに配慮した情報提供の方法を検討し、より多くの市民・事業者等の意見を聴取し、評価の仕組みの充実を図っていくことが必要です。

(2) 審議会の知見の活用

客観性等を確保し、評価の質を高めるため、評価の実施にあたっては、学識者、 公募市民等からなる行政外部の審議会委員の知見と市民感覚を有効に活用すること が重要です。

ポイント3 今後の取り組みへの反映

一 評価結果の着実な反映 一

評価は、評価すること自体に目的があるのではなく、「行動計画」を着実に推進するためにあるものです。評価作業そのものが目的化してしまうことを防ぐため、評価はあくまでも「行動計画」に位置づけられた事業の推進と改善に向けた過程のひとつであるという行政職員の意識を醸成し、評価を行う重要性の浸透を図ることが求められます。

行政は、評価結果を事業の推進・企画立案に反映させ、効果的な男女平等施策を行 う必要があります。

ポイント4 市民等への説明責任の確保

- 一 分りやすい年次報告書と積極的な市民等への周知 一
 - 1 進捗状況調査シートの改善

男女平等かわさき条例第9条は、行政が「行動計画」に位置づけられた事務事業の実施状況について年次報告書を作成し、公表することとしています。年次報告書の作成にあたり、「行動計画」に位置づけられた118の事務事業の所管部局担当課は、第2期行動計画年次報告書用進捗状況調査シート(以下、調査シートといいます。)により、事業の実績や今後の課題等について自己評価を行います。

調査シートは、評価としての道具だけでなく、市民・事業者等への情報提供としての 道具でもあるため、より分りやすい内容となるよう工夫を講じていくことが求められま す。

2 積極的な市民・事業者等への周知

評価結果の市民・事業者等への情報提供として考えられる手法として、男女共同参画センター・情報プラザ・図書館等での冊子の閲覧やインターネットによる公開というのが一般的ですが、「行動計画」の目標と成果が市民・事業者等により一層理解されるよう、どのような周知方法が効果的か検討したり、どれくらい周知されているのかを把握するよう努めたりするなど、市民・事業者等への周知については特に意識的に取り組むことが必要です。

Ⅲ 評価の仕組みについて

1 評価の実施体制

行政による評価

※年度表示は、2010(平成 21)年度に2009(平成20年 度)年度の行動計画の取り 組みの評価を行う場合

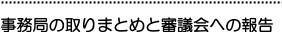
ステップ1

行政の自己評価

年次報告書の作成のための調査シートにより、所管部局担当課が2009(平成21)年度の「行動計画」に位置づけられた118の事務事業の推進状況の点検及び自己評価を行います。さらに、各局室区に設置された男女共同参画推進員が各局室区内の自己評価を取りまとめ、点検します。【2009(平成21)年3月中】

31の数値指標の調査

事務局である市民・こども局 人権・男女共同参画室は、「第2 期行動計画」の7つの数値目標 と審議会が新たに設定した「行 動計画」の評価の基礎となる2 4の数値指標の調査を実施しま す。【2010(平成22)年7月 中】



事務局は、調査シートによる自己評価と 31 の数値指標調査の結果を審議会に報告します。【2010(平成 22)年7~8月】



審議会



審議会は、事務局の報告を受けて、118の事務事業の中から審議の上選定した事業について所管部局担当課へヒアリング調査を実施します。【2010(平成22)年7~10月】



審議会は、ステップ1の事務事業の推進状況調査及び数値指標調査の結果、並びにヒアリング調査の結果を踏まえて、「行動計画」の取り組み状況を総合的に評価します。 【2010(平成22)年10月】

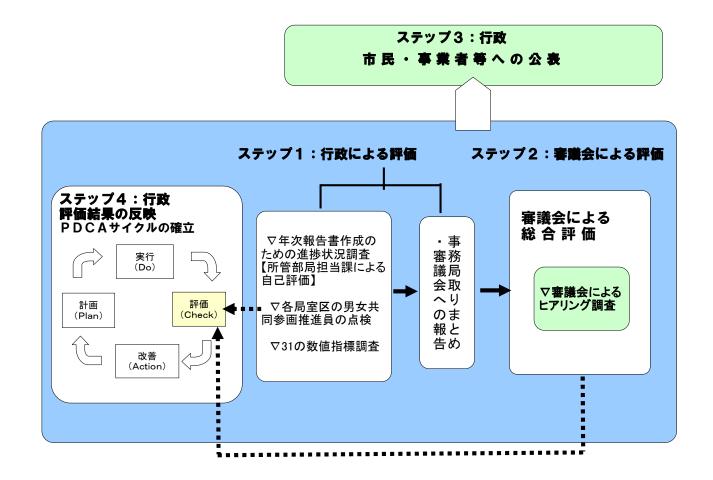


評価の目的の1つに「市民・事業者等に対する説明責任の確保」が上げられます。現在、情報プラザ、区役所、男女共同参画センター等に年次報告書を備え付け、ホームページに年次報告書を公開して市民・事業者等と情報の共有化を図っていますが、今後とも、なおー層わかりやすくする工夫が望まれます。【2010(平成22)年11月~】



行政は、評価結果を今後の事務事業の改革・改善に反映させ、より効果のある施策を展開させていくことが必要です。

評価の仕組み図



2 評価の具体的な内容

(1) 実施目的

毎年評価を実施する目的は、「行動計画」を着実に推進するために事業の成果や課題を明らかにし、改善に活かすための資料を得ることです。また、評価によって事業の成果を示すことで、その事業の意義を明確にすることができます。事務事業レベルの行政による自己評価は、職員の意識改革や業務改善といった点で効果があります。より総合的な視点で評価する審議会による外部評価は、評価の客観性と評価内容の透明性・信頼性を確保します。

また、評価結果を公表することは、 市民・事業者等への説明責任を果たすとともに 取り組みへの理解の促進にも有効です。

(2) 評価のための調査項目

次に掲げる3つの調査結果に基づき、複数の観点から総合的に評価することとします。

ステップ1

行政の自己評価 ~「行動計画」の年次報告書のための進捗状況調査~

「行動計画」に位置づけられた 118 事業の所管部局担当課は進捗状況について自己評価を行い、調査シートにより報告します。調査シートの記入項目は、以下のとおりとします。

〔記入項目〕

- ① 行動計画の施策実現のために行っている具体的な事務事業の実績
- ② ①の事務事業を実施する上で、「男女平等推進に配慮した点」
- ③ 施策の達成度
- ④ 次年度の計画、事業の課題
- ⑤ 今後の方向性
- ⑥ 事務事業の所管課

調査シートは、各局室区の男女共同参画推進員が取りまとめて点検し、意見を付して事務局に報告します。

この事務事業の進捗状況調査は、2009(平成21)年から、審議会の意見を踏ま えて様式を改定し、新たな評価シートにより調査が行われているところです。

評価シートの改定点は、次のとおりです。

1 達成度の基準の設定

評価シートに、施策目的に対する各事務事業の「達成度」評価欄を設け、各事業の 施策目的への達成度を明確化しました。所管部局担当課は、事務事業の「達成度」の 状況として、次の5つの基準を用いて評価します。

...☆ 達成度

A (達成された)、B (ほぼ達成された)、C (あまり達成されていない)、D (達成されていない)、E (実施していない)

2 今後の方向性の基準の設定

事務事業評価を行った時点で、その評価結果によって今後の方向性を明確化することとしました。所管部局担当課は、事務事業の「今後の方向性」については、次の7つの基準を用いて評価をすることとしました。

☆ 今後の方向性

1 (充実)、2 (現状維持)、3 (内容見直し)、4 (統廃合)、

5 (縮小)、6 (廃止・休止)、7 (その他)

3 「男女平等推進に配慮した点」の記載欄の設置

新たに「男女平等推進に配慮した点」を記載する欄を設け、事務事業を推進する行政職員の男女平等推進に関する意識の向上と評価結果の活用の向上を図りました。行政職員が男女平等推進に配慮した点について考え、記述することで、行政内部で男女平等の視点に配慮した取り組みが積極的に実施されていくことを期待します。

調査シートを取りまとめた年次報告書は、市民・事業者等に広く読まれる内容であることが望まれます。評価結果を市民・事業者等に、より分りやすく伝えるためには、評価シートの工夫に加え、各所管部局担当課が簡潔かつ明確な表現を心がけ、各事務事業ごとの記載の分量や質に粗密がないことが求められます。そのため、男女共同参画推進員連絡会議等を活用するなどして、評価担当者の理解を促すための取り組みを推進することが重要です。

★ 達成度	★ 今後の方向性
A 達成された B ほぼ達成された C あまり達成されていない D 達成されていない E 実施していない	1 充実2 現状維持3 内容見直し4 統廃合5 縮小6 廃止・休止7 その他(事業が完了した場合等)

					-		-				
	事業内容	平成20年度実績	平成20年度今後の課 題	平成21年度実績	達成 度	平成22年度計画、事 業の課題	今後の方 向性	所管課			
柱 I	柱I「女性の人権」の確立										
[į	【基本施策1】 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実										
	施策1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進										
1	配偶者からの暴力による被害者の 救済支援を具体的に推進するための基本計画を策定します。			●男女平等推進に配慮した点							
2	基本計画に基づく救済支援施策 を推進するため、関係機関及び支 援団体等との連絡調整及び情報 交換を行います。			●男女平等推進に配慮した点							

31の数値指標調査の調査

「第2期行動計画」には、7つの数値目標が設定されています。審議会は、これに加えて、「行動計画」における4つの柱を適正に評価するために、それぞれの柱を代表する24の数値指標を設定しました(14ページ参照)。

数値指標は、客観的で信頼性が高く継続的かつ適時に入手できるデータをもとに設定しました。

第2期男女平等推進行動計画の推進状況に関する数値指標

	柱			基本施策		第2期行動計画の7つの数値目標 (H25年度まで)		
1	п	仕事と暮らしへの 支援	6 子育てを支える環境 の充実		21	市役所における男性の育児休業取得者割合6%		
2	IV	推進体制の充実		政策・方針決定過程への女性の参画促進	42	審議会等への女性の参加比率35%		
3			12		42	女性委員0の審議会をなくす		
4					43	市役所における女性管理職比率課長級18%		
5					43	校長・教頭の女性比率 小学校25%中学校18%		
6					45	男性保育職3%		
7					45	男性看護職5%		
		柱		基本施策	施策	24の数値指標		
8				性に基づく人権侵害の根絶	3	DVによる一時保護件数		
9	I	「女性の人権」の 確立	•		3	DV相談件数		
10			2	さまざまな支援の充実	7 緊急一時保護施設に対する財政的支援			
11		仕事と暮らしへの支援		安定した就業機会の確保と就業継続の支援	13	川崎市採用職員の女性比率		
12			4		14	川崎市内の民間企業・事業所における男女別・年齢階級別所定賃金		
13			5	豊かな生活のための 時間と空間の確保へ の支援	18	ワーク・ライフ・バランスデーの実施状況		
14					19	川崎市職員の年次休暇の取得状況		
15					19	川崎市内の民間企業・事業所における年次有給休暇の消化状況		
16				子育でを支える環境 の充実 介護を支える環境の 充実	20	年間の川崎市内の民間企業・事業所における育児休業取得者数		
17	п				20	年間の川崎市内の民間企業・事業所における男性の育児休業取得者数		
18					22	保育所の概況: 設置数、定員、入所待機児童数等		
19					23	両親学級の参加者数(男女別)		
20					24	放課後児童設置数、登録児童数等		
21			7		25	年間の川崎市内の民間企業・事業所における介護休業取得者数		
22					25	年間の川崎市内の民間企業・事業所における男性の介護休業取得者数		
23					26	年間の川崎市職員における男性の介護休業取得者割合		
24			8	生涯学習・研修等のための環境の整備	29	男女共同参画センターの利用状況:利用者数、相談件数		
25	ш	Ⅲ 学習機会と情報 の提供	ď		29	男女平等教育実施状況:男女共同参画センターにおける講座数、参加者数、男女比		
26	ш		10	情報発信・メディア沽 用に向けた取組推進	36	川崎市男女平等施策のホームページアクセス数		
27			10		36	男女共同参画センターのホームページアクセス数		
28					40	PTA会長の女性比率		
29	IV	推進体制の充実	12	政策・万針決定過程 への女性の参画促進	40	町内会・自治会の女性会長比率		
30	11 推進体制の元夫				42	市議会議員の女性比率		
31				42	審議会等の女性比率-指定都市比較-			

ステップ2

審議会による評価

審議会による外部評価は、行政の自己評価の客観性・透明性をより一層高めるために 重要です。

審議会は、審議会が選定した事務事業の所管部局担当課に対するヒアリング調査を実施します。そして、「事務事業の推進状況調査」及び「数値指標調査」の結果、並びに「審議会によるヒアリング調査」の結果を踏まえて、「行動計画」の取り組み状況を総合的な視点から評価することとします。

1 ヒアリング調査について

審議会によるヒアリング調査は毎年度1回、次のように行います。

- ① 審議会は、事務局から報告された進捗状況調査・数値指標調査の結果を分析し、「行動計画」に位置づけられた118の事務事業の中から、男女共同参画社会を実現するために重要と認められる事業、成果をより詳細に検証する必要があると思われる事業を選定します。
- ② 審議会は、所管部局担当課にヒアリングを実施する前に、対象事業のヒアリング内容について審議します。この審議内容を事務局を通じて所管部局担当課に通知し、事前回答の作成や関連資料の収集・整理等を求めます。これは、ヒアリングを効率的に進めるとともに、審議会委員と対象である所管部局担当課とが、ヒアリングの目的・方法や対象事業についての理解を共有するためです。

③ 審議会は、②でヒアリングの対象である所管部局担当課から提出された回答や資料等を読みこんだ上で、ヒアリングの場で対象事業の目的や基本的な考え方、進め方、自己評価結果の理由などについてより詳細な説明を聞くとともに、多様な視点から評価を行います。

審議会による所管部局担当課へのヒアリング調査は、男女平等施策の実施状況を把握 し、「行動計画」の進行管理を行うことに加えて、審議会と所管部局担当課の意見交換の 過程を通じて、審議会委員の専門的な知見や市民感覚を活用し、その助言を具体的な施 策展開につなげるよい機会となります。

また、行政において、男女共同参画への理解が深まり、主体的な取り組みが促進されることが期待できます。

2 総合評価について

審議会は、毎年、前述の評価のための3つの調査(事務事業の進捗状況調査・数値指標調査・ヒアリング調査)を踏まえ、「行動計画」全体の実績等を総括し、進捗状況について総合的に評価することとします。また、審議会の評価の記述には、計画に位置づけられた事務事業の取り組み状況に対する評価とともに、課題の解決に資する多様な情報を提供し、取り組みの改善に資する見地から、①行政が行った自己評価の仕方等について意見を述べ、行政の自己評価能力の向上に役立てる提案、②数値指標について、社会状況の変化等に応じた調査の内容についての提案、③行動計画の掲げる事務事業全般の充実に向けた提案、等を盛り込んでいきます。

今後、行政においては、ヒアリング調査等の事例を積み重ね、評価についての手続や 手法に関して、適宜検討を加え、評価の仕組みの一層の充実を図られることを望みます。

また、審議会による評価については、次期計画である「第3期行動計画」の策定にあ たって、明確に位置づけていくことが重要であると考えます。

ステップ3

市民・事業者等への公表

行政は、審議会による評価結果及び年次報告書を市民・事業者等に広く公表し、今後の「行動計画」の推進に向けて市民・事業者等の理解や支援、連携協力が得られるよう努めることが重要です。

市のホームページにおける公表の際には、分りやすさ、入手しやすさに配慮した情報提供が望まれます。また、川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)*3のホームページへのアクセス件数が市の男女平等施策のホームページへのアクセス件数の4倍近いことを踏まえ、よりアクセス件数の高い*4すくらむ21のホームページとの連携を求めます。

^{**3} 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21):川崎市高津区溝口2丁目20番1号、TEL:044-813-0808 URL: http://www.scrum21.or.jp/
**4 平成21年度アクセス件数:市男女平等推進HP10,560件、川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)HP40,481件

ステップ4

評価結果の反映

行政は、審議会の評価及び自己評価の結果を、今後の事務事業の改革・改善に反映させ、 実践的に役立てていくことが必要です。

「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けて、PDCAサイクルに基づく「行動計画」 の進行管理を実施し、評価結果による改善点の検討等に連続性を持たせ、可能なものは予 算との連携を図っていくことが求められます。

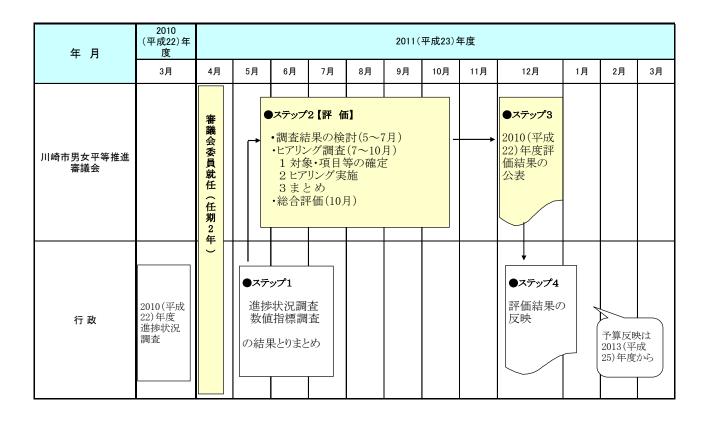
3 評価の流れ

評価を効率的に進め、PDCAサイクルに基づく事業の改善に迅速に反映させるためには、以下の流れによって行われることが適当と考えます。

〔評価の流れ〕

年度末 各種事業の執行終了

- 3月 事務事業の進捗状況調査
- 3月~7月 進捗状況調査及び数値指標調査のまとめ(ステップ1)
- 7月~10月 審議会によるヒアリング調査の実施及び総合評価(ステップ2)
- 12月 評価結果の公表(ステップ3)



- ●ステップ1 行政が進捗状況調査及び数値指標調査の結果をまとめます。(9~14ページ)
- ●ステップ2 審議会がヒアリング調査及び総合評価をします。(15~17ページ)
- ●ステップ3 市民・事業者等に評価結果を公表します。(17ページ)
- ●ステップ4 評価結果を「行動計画」の取り組みに反映します。(18ページ)

Ⅳ その他の提言

川崎市は今後、次に掲げる事項について検討を進め、評価の仕組みの一層の充実を図ってください。

1 「かわさき男女共同参画ネットワーク」の活用※5

男女共同参画社会を実現するためには、市民・事業者等が自主的・自律的に行動することが重要であり、「行動計画」とその評価結果の市民・事業者等への周知については特に意識的に取り組むことが必要です。

川崎市は、市内の多様な事業者・民間団体等が男女共同参画社会の実現のため、主体的に活動していくために必要な意見や情報を交換する場として「かわさき男女共同参画ネットワーク」を設置し、その取り組みを推進しているところです。

「行動計画」とその評価結果の市民・事業者等への周知・情報共有にあたっては、「かわさき男女共同参画ネットワーク」を活用するとともに、ネットワーク参加団体へのアンケート等により、「行動計画」やその評価についてどれくらい周知されているのか把握するよう努めることが重要です。

2 男女共同参画に関係する予算の把握

審議会は、市の予算を男女平等施策の推進の視点から把握することが重要であると考えます。

市民・こども局人権・男女共同参画室が所管する男女平等推進事業費のほか、女性のために割り当てられた予算(女性保健プログラム事業・DV 相談事業等)、男女の雇用機会均等確保に関連する予算(保育サービス・介護保険サービス・女性就業支援事業等)などの男女平等施策の推進に関係する予算を把握する手法について、今後調査検討することを期待します。

 $^{^{**5}}$ かわさき男女共同参画ネットワーク(すくらむネット21): 川崎市内で活動する事業者・民間団体等が自主的に男女共同参画を推進するために必要な意見交換・情報交換をする場。43 団体が参加している。

3 男女共同参画に関する意識調査の実施

男女平等かわさき条例は、2001年(平成13)年6月に制定され、2011(平成23)年は10周年とういう節目の年にあたります。

川崎市は、この条例に基づき「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けて「行動計画」 を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

しかし、女性の参画促進や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現、 女性に対する暴力の根絶など、さらなる取り組みが必要な課題も数多くあります。

この 10 周年という大きな節目を、今後の施策・活動の一層の発展につながるものとするためには、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みにも、さらに積極的なアプローチが求められます。

特に、川崎市における男女共同参画社会の形成の状況について市民の意識を明らかにするとともに、男女共同参画社会の実現に向けて解決すべき課題を把握し、今後の男女平等施策の推進を図るための基礎資料を得るため、市民意識調査を実施することを期待します。

参考資料

- 1 諮問文
- 2 男女平等かわさき条例
- 3 川崎市男女平等推進審議会規則
- 4 第2期川崎市男女平等推進行動計画体系図
- 5 第1期川崎市男女平等推進行動計画における点検、評価 の仕組みの概要
- 6 第4期川崎市男女平等推進審議会委員名簿
- 7 第4期川崎市男女平等推進審議会検討経過